

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

■ 2023年労働基準法改正の内容は？

早いもので今年も残すところ、あと1ヵ月となりました。今年も労務に関するさまざまニュースがありましたが、今回は、来年2023年に労働基準法改正が予定されている内容について紹介いたします。

■ 2023年4月改正予定

月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ

これまで、月60時間を超える時間外労働の法定割増賃金率50%以上とする規定は大企業でのみ行われおり、中小企業については、経営体力や支払い能力を考慮して当面の間、猶予されていましたが、法改正により2023年4月1日より中小企業に対しても施行されます。

割増賃金率が50%に引き上げられた後は、時間外労働が月60時間を超えた時の深夜労働・休日労働の割増賃金も以下のように変動します。

● 深夜労働

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

● 休日労働

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれず、法定休日労働の割増賃金率35%のままですが、それ以外の休日（法定外休日）に行った労働時間は割増賃金率50%で残業代を計算します。

今回予定されている法改正により、労働時間の把握と時間外労働時間の可視化がさらに重要となるため、勤怠管理システムを活用して毎月や毎年の労働時間を可視化し、人員配置の見直し等、自社の働き方にあった勤務制度の検討を進めていく必要があります。

(2023年3月31日まで)			(2023年4月1日から)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は50% (2010年4月から適用) 中小企業は25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)		1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)		
	60時間以下	60時間超	60時間以下	60時間超	
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

> 2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

引用・参考元

厚生労働省『月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。』

<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>

◆ 12月の労務スケジュール

～12/31 11月分社会保険料納付

～12/10 11月分源泉徴収税額・住民税額の納付
給与 年末調整の実施

誠に勝手ながら、下記の日程を年末年始休暇とさせていただきます。

2022年12月29日(木)

～ 2023年01月03日(火)

編集担当：奥田
編集責任者：勝山